

# 平成28年度 公益社団法人全日本きものコンサルタント協会

## 事業計画

(自平成28年4月1日～至平成29年3月31日)

当協会の目的

### 【定款抜粋】

(目的)

第 3 条 本協会は、きものコンサルタントとして必要な技能及び品位の向上を図るとともに民族衣装である、きものに関する知識の普及を図り、我が国の衣文化の向上、伝承に資するとともに、きものを通じて諸外国との交流親善を図り、もって伝統文化の向上発展に寄与することを目的とする。

当協会の事業

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) きものの着装、礼法、マナー等に関する調査、研究及び広報
  - (2) きものの着装、礼法、マナー等に関する指導・検定及び認定
  - (3) きもの文化の普及・振興に関するイベント、講習会、研修会、展示会等の実施
  - (4) 和装、礼法、マナーを通しての青少年教育の推進
  - (5) きものを通しての海外との文化交流
  - (6) きものの着装、礼法、マナー等に伴う人材の派遣
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2.この法人は本邦及び海外で事業を行う

公益目的事業に関する事業計画

### ●公益目的事業(1)きもの文化の普及・振興に関するイベント等の開催【定款第2章第4条(3)】

全日本きもの装いコンテスト地区大会・世界大会の実施

2017年 日本の心と美の祭典 全日本きもの装いコンテスト・きものフェスティバル地区大会は、平成28年11月6日(日)の東北大会(秋田県能代市)を皮切りに別掲の通り5会場で開催します。世界大会は、東京で平成29年4月2日(日)に開催の予定です。

2017 全日本きもの装いコンテスト開催地一覧

回数	年 月 日	大会名	開催地	客席数
324回	平成28年4月3日(日)	世界大会	東京都・NHKホール	3,443
325回	平成28年11月 6日(日)	東北大会	秋田県能代市	1,200
326回	11月23日(水)	関西大会	和歌山県和歌山市	700
327回	11月27日(日)	関東大会	栃木県宇都宮市	1,020
328回	12月11日(日)	東海・中部大会	愛知県名古屋市	2,000
329回	平成29年 2月 5日(日)	沖縄大会	沖縄県那覇市	500

325回から329回に於ける各地区選出の各部門入賞者は平成29年4月2日(日曜日)に開催予定の「世界大会」に出場することとなる。

●公益目的事業(2)和装、礼法、マナーを通しての青少年育成事業(青少年育成事業)【定款第2章第4条(4)】

1. 青少年への装道和装礼法マナー教育の推進

健全な青少年育成に装道和装礼法マナー教育が大変高い評価を受けています。

現在、社会や学校から求められている授業や講座は、和装を通しての礼法マナーによる躰教育です。着装及び礼法の教育推進とともに、子ども達とのふれあい・指導の体験を積極的に行なうよう会員に働きかけます。

イ)一昨年度より始まった文化庁委託事業「伝統文化親子教室事業」の参加実行を推進していきます。

全国170箇所にて開催予定で推進中。

ロ)一般財団法人日本宝くじ協会助成による、「日本の年中行事」冊子の制作と無料配布

「日本の年中行事」は日本人のくらしの智慧であるとともに、しきたりでもある。本冊子日本は、日本人の心の拠り所とも言える年中行事について取り上げ、行われている理由を解説するとともに年中行事に込められる礼や礼儀、自然や祖先に感謝する心を青少年に認識してもらうことを目的としています。

全国の小中学校3,500校に配布予定。

ハ)「マナー検定」の活用と「母と子のマナー検定」の推進

現在、社会や学校から求められている授業や講座は、和装を通しての礼法マナーによる躰教育です。社会人として身に着けるべきマナーを在学期間中に身に付け、進学や就職に活用する事の推進とともに、「三つ子の魂百まで」推進運動のため、「母と子のマナー検定」「母と子でマナーかるた」を通して子ども達とのふれあい・指導の体験を積極的に行ない、いじめ撲滅につながるよう会員に働きかけて参ります。

ニ)装道学校教育者連盟

きものコンサルタントであり、認定校認可教室の資格を持つ者の中で、学校教育を希望する会員は、装道学校教育者連盟に入会する必要があります。

また当協会は学校への装道和装礼法教育の実施を目指し働きかけを行い、正会員の方へは活動現場の提供を、準会員の方には正会員への昇格を進めて参ります。

●公益目的事業(3)きものを通じて諸外国との交流を図り、きもの文化の普及事業(きもの文化使節団事業)

【定款第2章第4条(5)】 本事業は本年度見送りの計画です。

●公益目的事業(4)きもの着装、礼法、マナー等に伴う人材の派遣(人材派遣事業)【定款第2章第4条(6)】

1. 通過儀礼・叙勲・国会でのきもの着装活動

日本の民族衣裳である「きもの」の普及並びに和装産業振興のために七五三の着装やお直し、叙勲を受けられる方の着装、和装振興議員連盟の議員の方々に対し率先してきものを着装して頂く活動を進めて参ります。

例年、年初に行われる通常国会開催日当日に当協会会員を派遣し着装を行っております。

平成28年1月4日に実施、約89名に対し着装した。当年度にも継続しより多くの国会議員の方々に日本の伝統文化である和装を普及して行きたい。

## 収益目的事業に関する事業計画

### ●収益事業等(1)きもの着装、礼法、マナー等に関する指導・検定及び認定(資格認定事業)

#### 【定款第2章第4条(2)】

##### 1.きものコンサルタント資格認定及び昇級認定

平成28年度の認定試験は、認定校修学生(通信教育含)と一般認定を予定しています。また、認定校の地方校統合からの資格取得及び昇級受験者の受験箇所減少により、受験希望者の対応方法を見直す必要が有ります。まずは受験会場の確保と募集告知が必要です。また、受験者募集の広報の方法を再考し受験者の増加減少を抑える必要が有ります。資格認定の内容についてもより現代に合った内容にする事も必要です。一般認定については予備講座及び認定試験は東京会場一カ所の開催であったが、東京・名古屋・大阪・福岡の4会場で募集し、資格取得者を増やすよう進める必要が有ります。尚、東京会場開催は平成28年10月9日(日)10日(月)を予定しております。

##### 2.装道礼法講師の資格認定及び昇級認定

きものコンサルタント資格認定・昇級試験と同様に、認定校の地方校統合からの資格取得及び昇級受験者の受験箇所が減るため、受験希望者の対応方法を見直す必要が有ります。まずは受験会場の確保と募集告知が必要です。また、きものコンサルタント資格と同様に受験者募集の広報の方法を再考し受験者の増加減少を抑え、増加に転じる必要が有り進めて参ります。

##### 3.年金事務事業

会員及び職員の福利厚生目的で行っており従来の通り進める計画です。